

## 基本計画（商業登記等）に係る論点

※法人設立登記に関する論点を除く

**1. 24時間以内の処理実現**

- (1) 「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日）において、オンラインによる法人設立登記（合計約9万件）の24時間以内の処理実現を目指すこととされた（別添1参照）。これ以外の登記の手続件数は約90万件あるが、これらの手続についても、オンライン申請時の処理を24時間以内に完了できるようにすべきでないか。

**2. オンライン化の推進**

- (1) 基本計画において、「オンライン利用率の向上を図るために平成29年度中に使い勝手の検証を行う」とされているが、検証結果についてご報告いただきたい。
- (2) 現在公表されている対象手続一覧表には、個別手続ごとのオンライン申請件数、オンライン申請率が記載されていない。対象手続一覧表に、全ての手続について、「オンライン申請件数」「オンライン申請率」を追記いただきたい。  
※オンライン化の取組の進捗状況を確認する上での基礎情報として不可欠。
- (3) デジタル・ガバメント実行計画（平成30年1月16日）において、マイナンバー制度等を活用して、既に行政機関が保有している情報について、行政手続における添付書類の提出を一括して撤廃することが掲げられている（別添1参照）。登記においても以下のような添付書類が求められているが、これらをどのように廃止していくのか、現時点での見通しをお伺いしたい。
- (4) 印鑑証明書を求めている登記手続は、電子署名を求めない簡易な形（ID／パスワード方式等）で本人確認を行うべく検討いただきたい。

（手続ごとの添付書類の例）

**【株式会社役員変更登記申請書（辞任等により新たな役員（取締役）が就任した場合）】**

- ・（辞任の場合）辞任届／（死亡の場合）死亡届又は法定相続情報一覧図の写し
- ・ 臨時株主総会議事録
- ・ 株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）
- ・ 就任承認書
- ・ 印鑑証明書
- ・ 本人確認証明書

※新たに就任する取締役について、市町村長が作成した印鑑証明書を添付しないときは、住民票記載事項証明書、運転免許証のコピー（裏面もコピーし、本人が原本と相違ない旨を記載して、署名又は記名押印したもの。2枚以上の場合には、合わせてとじて当該書面に押した印鑑で契印）等の本人確認証明書

#### 【株式会社の本支店移転の登記】

- ・取締役会議事録
- ・（代理人に申請を委任した場合のみ）委任状

#### 【株式会社の目的変更の登記】

- ・株主総会議事録
- ・株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）、
- ・（代理人に申請を委任した場合のみ）委任状

（５）登記に限らず、現状のオンライン申請手続においては、本人確認手段として、商業登記電子証明書が求められることが多い。この発行件数について、昨年（度）の発行件数と、過去からの累積の発行件数について、ご教示いただきたい。

### 3. 簡素化の取組とコスト計測

- （１）基本計画では、削減方策の取組期間が５年（平成 33 年度まで）とされているが、３年間（平成 31 年度まで）の取組でできるものはないか。年度ごとの取組スケジュールをお示しいただきたい。
- （２）基本計画において、登記におけるコスト計測の対象を「必要な書類を収集・作成し、登記申請を行い、登記の完了後、登記事項証明書の取得（関係官署への提出）までに要する期間を申請 1 件当たりの作業時間とする」としている。コスト計測の対象としている手続の、現時点の計測結果についてお示しいただきたい。

### 4. 個別事項

事業者ヒアリング等で、以下のような個別事項に関する改善意見があった。これらについて、改善を検討いただきたい。

- （１）全部事項証明書に役員の個人住所が掲載されるが、会社の債務履行に関する連絡先としては、会社の本店が適切であると考えられる。個人情報保護、犯罪行為防止の観点から、住所地を掲載されないようにできないか。
- （２）登記情報の公告について、会社法により、官報や日刊紙または電子公告により行う必要があるが、使い勝手がよくなく費用が発生する（官報では 1 枠につき 36,489 円）（会社法第 939 条第 1 項）。

電子公告では、官報又は日刊新聞紙の場合と異なり事後の改ざんが容易である等の

理由により、電子公告が適法に行われた客観的証拠を残すため、自社ウェブサイト等に公告情報を掲載後、一定期間は法務大臣の登録を受けた電子公告調査機関の調査を6時間に1度以上の頻度で受ける必要があり、調査委託コストが負担となる（ある調査機関の場合、1公告調査（4か月未満）につき、公告調査委託料は約8万円）（電子公告規則第5条1項）。

自社のサーバーでは改ざんの危険性があるということであれば、例えば、EDINET（有価証券報告書等の開示書類を閲覧するサイト）のような改ざんができないような公共のサーバーを準備し、そこに電子公告を公開する等の効率化が図れないか。

（3）公表されている様式が使いにくいとの声がある。

具体的には、印鑑（改印）届書（別添2参照）について、以下のような声が聞かれた。

（様式の使いにくさに関する具体的な意見）

- ・申請様式はエクセル形式であるが、入力項目のセルが非常に細かくなっている。  
（欄とセルが対応していない）
- ・エクセル形式であるにも関わらず、入力項目の枠線が画像で貼り付けられており、編集しにくい。
- ・記入項目がエクセルに直接入力されておらず、テキストボックスで添付されているため、セルに直接入力できず、印刷の際もズレが生じる。

法務局HPには、他にも類似のエクセルフォーマットが掲載されており、この機会に、様式の見直しを行うべきではないか。

（法務局HP）

[http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE\\_11-2.html](http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-2.html)

以上

## 新しい経済政策パッケージ（平成 29 年 12 月 8 日）（抜粋）

## 第 3 章 3（7）③法人設立手続オンライン・ワンストップ化

－ 世界最高水準の起業環境を目指して、法人設立に関して、利用者が全手続きをオンライン・ワンストップで処理できるようにするために、以下の事項に関する具体策と実現に向けた工程について今年度末までに成案を得る。

- i) オンラインによる法人設立登記の 24 時間以内の処理の実現及び世界最高水準の適正迅速処理を目指した業務の徹底的な電子化
- ii) 法人設立における印鑑届出の義務の廃止
- iii) 電子定款に関する株式会社の原始定款の認証の在り方を含めた合理化
- iv) 法人設立手続のオンライン化とマイナポータルを活用したワンストップサービスの提供

## デジタル・ガバメント実行計画（平成 30 年度 1 月 16 日）（抜粋）

## 3. 2 横断的サービス改革（行政サービスの 100% デジタル化）

## 3) 添付書類の撤廃に向けた取組

マイナンバー制度等を活用し、行政機関が保有する様々な情報を異なる行政機関同士で連携すること等によって、行政機関に一度提出した情報の再提出の原則不要化（ワンスオンリー）の実現を目指す。

その第一段階として、既に行政機関が保有している情報について、行政手続における添付書類の提出を一括して撤廃する。このための法案を、以下のア及びイの関係法令の改正の検討と合わせ、可能な限り速やかに国会に提出する。

個々の手続について、具体的には、例えばマイナンバーカードの活用による住民票の写しの添付省略など、添付書類の提出をデジタル技術の活用で代替することはできないか、そもそも添付書類に記載されている情報を取得する必要があるか、事後に必要なに応じて情報を参照することで代替できないか等の観点から情報取得の必要性を確認することや、取得する情報の行政機関内における所在を確認すること等を実施した上で、行政機関の他の情報システムとの連携の在り方についても費用対効果も含め検討する。また、民間が発行する各種書類等、行政機関が現時点で保有していない情報についても、情報連携による取得の可能性や、添付書類そのものの必要性を精査し、可能な限り添付書類の提出不要化を目指す。

まずは、個人及び法人に関連する添付書類の中でも、件数が多く添付省略により効果が大きいと考えられる以下の書類の省略に取り組む。

また、下記の取組に加え、「4 プラットフォーム改革」に記載の各種施策の進捗を踏まえつつ、行政が保有する各種情報の連携を進め、ワンスオンリーの実現を目指す。

ア. 住民票・戸籍謄抄本等の添付省略（◎内閣官房、◎内閣府、総務省、法務省、全府省）

※本文省略

イ. 登記事項証明書（商業法人）の添付省略（◎内閣官房、◎総務省、◎法務省、全府省）

登記事項証明書（商業法人）の提出を必要とする全手続について、情報連携の仕組みが構築される2020年度以降、登記事項証明書の提出の原則不要化を実現する。

法務省は、「登記・法人設立等関係手続の簡素化・迅速化に向けたアクションプラン」（平成28年10月31日CIO連絡会議決定）に基づき、2020年度までに、各府省のニーズを踏まえて、情報連携の仕組みを構築する。

各府省は、行政手続等の棚卸の結果を踏まえ、登記事項証明書（商業法人）の提出を必要とする全手続について、添付省略に向けた①業務フローの見直し、②情報連携手法の検討、③必要となる制度改正の検討を実施する。検討結果については、各府省中長期計画の中に、添付省略の実施に向けた工程表として記載する。

また、必要となる制度改正のうち法律の改正が必要な手続については、総務省の協力を得つつ、内閣官房において、登記事項証明書の添付省略を可能とするための関係法令の改正を検討する。各府省は、所管する法律について必要となる制度改正の検討を実施し、内閣官房及び総務省における作業への協力を行う。

KPI：登記事項証明書（商業法人）が必要な手続の種類数

申請様式（印鑑（改印）届書の例）

印鑑（改印）届書

※ 太枠の中に書いてください。

（地方）法務局 支局・出張所 平成 年 月 日 申請

(注1) (届出印は鮮明に押印してください。) <input type="checkbox"/> 印鑑カードは引き継がない。 (注2) <input type="checkbox"/> 印鑑カードを引き継ぐ。 印鑑カード番号 _____ 前任者 _____		商号・名称	
		本店・主たる事務所	
		資格	代表取締役・取締役・代表理事 理事・( )
		氏名	
		生年月日	大・昭・平・西暦 年 月 日生
		会社法人等番号	
届出人 (注3) <input type="checkbox"/> 印鑑提出者本人 <input type="checkbox"/> 代理人		(注3)の印	
住所			
フリガナ			
氏名			

委任状

私は、(住所)

(氏名)

を代理人と定め、印鑑(改印)の届出の権限を委任します。

年 月 日

所

日

文字が全てテキストボックス  
(セルに直接記入できないため、ズれる)

セルが細かい  
(記入欄と対応していない)

(注3)の印  
印 [市区町村に  
登録した印鑑]

市区町村長作成の印鑑証明書は、登記申請書に添付のものを援用する。(注4)

(注1) 印鑑の大きさは、辺の長さが1cmを超え、3cm以内の正方形の中に収まるものでなければなりません。

(注2) 印鑑カードを前任者から引き継ぐことができます。該当する□にレ印をつけ、カードを引き継いだ場合には、その印鑑カードの番号・前任者の氏名を記載してください。

(注3) 本人が届け出るときは、本人の住所・氏名を記載し、**市区町村に登録済みの印鑑**を押印してください。代理人が届け出るときは、代理人の住所・氏名を記載、押印(認印で可)し、委任状に所要事項を記載し、本人が**市区町村に登録済みの印鑑**を押印してください。

(注4) この届書には作成後3か月以内の**本人の印鑑証明書**を添付してください。登記申請書に添付した印鑑証明書を援用する場合は、□にレ印をつけてください。

印鑑処理年月日					
印鑑処理番号	受	付	調	査	入
	力	校	合		

(乙号・8)